

## 国民年金保険料は口座振替が便利でお得です

国民年金の保険料は、次の方法で納めることができます。

- ① 日本年金機構から送付される納付書を使用し、金融機関、コンビニエンスストア等で納める
  - ② 口座振替で納める
  - ③ クレジットカードで納める
  - ④ パソコンや携帯電話等で納める
- ※ 口座振替・クレジットカード払いは、一度手続きするだけで納め忘れがなく安心です。納付方法の詳細は日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) から案内しています。

### 1年前前納すると割引されます

納付書やクレジットカードで納める場合、まとめて前納すると、その月数に応じた割引が受けられます。最も割引率が高いのは、口座振替で1年前前納する方法です。平成24年度の割引額は3,770円でした。また、割引を受けたくても前納が難しい人は、口座振替による「早割」をご活用ください。保険料の納期限は翌月末ですが、「早割」では当月引き落としになり、50円割引になります。



納付方法	割引額（平成24年度）		
	1年前納 割引額	半年前納 割引額	早割の 毎月振替
口座振替	3,770円 (納期：4月末日)	1,020円 (納期※)	50円 (納期：当月末日)
クレジットカード	3,190円 (納期：4月末日)	730円 (納期※)	割引なし (納期：当月末日)
納付書			

※納期：前期（4～9月分）4月末日・後期（10～翌年3月分）10月末日

### 年金手帳は大切に！

年金について相談する際は、基本年金番号が必要です。年金手帳は大切に保管してください。

★市民課 ☎1114、市民福祉課

☎1331（内線333）、熊

谷年金事務所 ☎048-5221

5158

## 国民年金保険料免除、納付猶予の制度があります

20歳になり、新たに国民年金の被保険者となった人の中には、学生や無収入のため保険料を納められない人もいます。

経済的な理由により国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料免除や納付猶予（学生納付特例・若年者納付猶予）の制度があります。納められないときはそのままにせず、ご相談ください。

### ○学生納付特例制度

学生で、本人の所得が一定以下の場合、申請して認められると在学期間中の保険料を後払いにできます。

### ○申請免除制度

20歳以上60歳未満の人で、本人・配偶者及び世帯主の所得が一定以下の場合、申請して認められると保険料が免除されます。

※所得に応じて段階的に免除額が設定されます。

### ○若年者納付猶予制度

30歳未満の人で、本人及び配偶者の所得が一定以下の場合、申請して認められると保険料を後払いにできます。

## 口座振替・クレジットカード納付の申込方法

### ◆口座振替

次のものを持参のうえ、金融機関又は年金保険事務所で手続きをしてください。

**用意** 年金手帳又は納付書、預（貯）金通帳、通帳届出印

### ◆クレジットカード納付

次のものを持参のうえ、年金事務所で申し込んでください。市から年金事務所への取り次ぎもしています。

**用意** 年金手帳又は納付書、クレジットカード、印鑑  
※新規に口座振替又はクレジットカードでの1年前納又は半年前納を希望する人は、2月末までに手続きをお願いします。

## 確定申告に必要な「国民年金保険料控除証明書」が送付されます

平成24年10月1日から12月31日までの間に初めて国民年金保険料を納付した人には、「国民年金保険料控除証明書」が2月上旬から順次発送されます。

★控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117、IP電話等からは ☎03-6700-1130

## 第7次・第8次住居表示整備事業

# 実施区域内の町の境界と町名が決まりました

平成24年1月の広報ほんじょうでお知らせした「第7次・第8次住居表示整備事業」について、住居表示整備審議会から実施区域の町の境界と町名が次のとおり答申され、市議会平成24年第4回定例会で議決されました。

なお、新住所の施行は、第7次が8月5日、第8次は11月5日を予定しています。

### ○新しい町の境界

下図を参照してください。

### ○新しい町名

**第7次** 児玉町児玉南1丁目～4丁目

**第8次** 早稲田の杜1丁目～5丁目

### ○今後のスケジュール

①街区割り（町の分け方）及び住居番号決定のための現地調査に入ります。

※日程は後日、広報等でお知らせします。

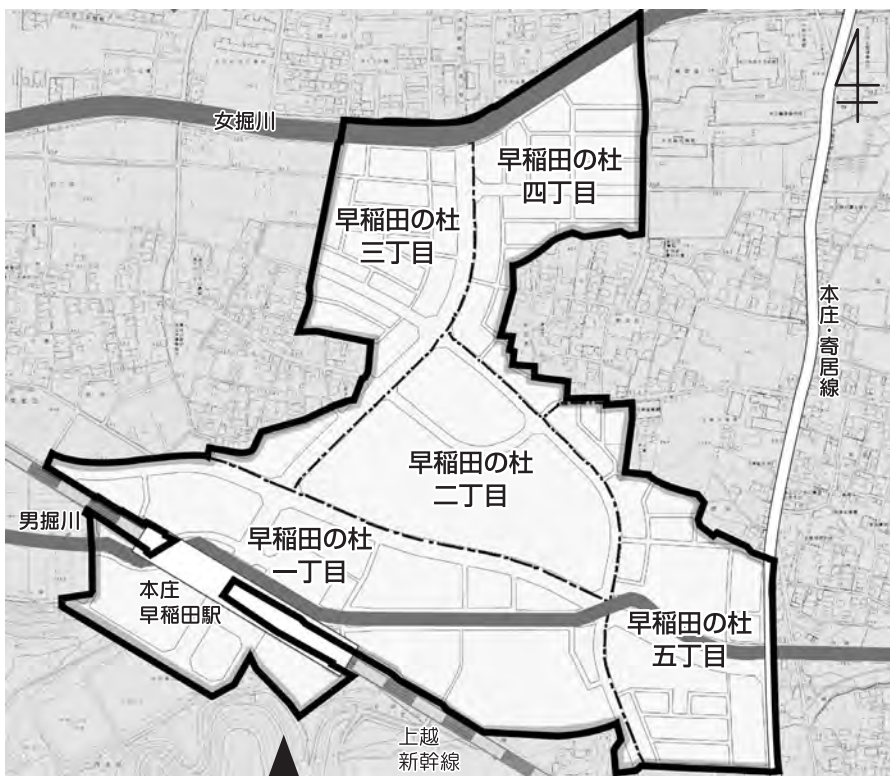
②街区割り及び住居番号の予定通知等は施行日の1か月前頃に該当のみなさんに送付予定です。

③決定通知等は、新住所の施行日以降速やかに該当のみなさんに送付します。

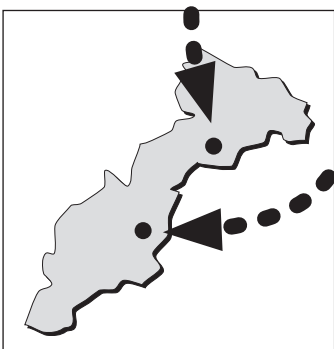
\*詳しくは左記へお問い合わせください。

★自治防災課 ☎11118

○第8次住居表示実施区域



○第7次住居表示実施区域



本庄市全体図